

NOSA I Q&A CONTENTS V (NOSA Iの損害防止)

農業共済新聞より (一部再編集)

Q1. NOSA Iのリスク・マネジメント活動とは？

A1. 【答え】

NOSA Iのリスク・マネジメント支援活動 NOSA Iでは、災害の未然防止や病虫害防除などの損害防止支援活動、さらには診療獣医師による家畜の飼養相談などにも積極的に取り組んでいます。発生した事故に対して共済金を支払うだけでなく、あらかじめ事故防止に向けた対策ができれば、その方がより合理的と考えるからです。たとえば、水稲では都道府県防除所の指導の下、病虫害発生予察情報の提供や、台風などの気象情報の提供に取り組んでいるNOSA Iがあります。また、水田や畑、果樹園、園芸施設内の土壌分析を行って、改善方策に助言している事例もあります。畜産農家への対応として、各種検査機器を整備して血液検査や飼料給与診断を実施し、飼養管理に助言するなどの取り組みもあります。なお、本県のNOSA Iでも水稲・麦病虫害防除機械の貸与、無人ヘリコプターライセンス取得のための支援、ハウス土壌（硬度）診断、りんごの剪定枝粉碎機の貸出し、各種家畜検診・飼養・栽培講習会等を関係機関・団体と連携しながら実施し、農家のみなさんの損害発生の未然防止、軽減のため支援をしています。

Q2. NOSA Iの家畜診療所の業務は？

A2. 【答え】

NOSA Iの家畜診療所 NOSA Iの組合が運営する家畜診療所では、共済加入家畜の診療や損害防止事業、さらに関連として畜舎衛生・飼養管理などの指導を行っています。近年、家畜の飼養形態や地域分布に合わせて家畜診療所の統合を進め、血液検査機器の整備など設備・機能の充実を図っています。

なお、県内の全組合に家畜診療所が設置されており、診療とともに損害防止、各種検診などの業務にあたっています。

Q3. 家畜共済の特定損害防止事業とはどういうものですか？

A3. 【答え】

特定損害防止事業 家畜共済では、定められた「特定疾病」を早期に発見し、応急処置や指導を行って事故の発生や損害の拡大を防止するため、特定損害防止事業を行っています。対象となる疾病は、雌牛（乳牛、肉用牛）と雌豚の繁殖障害、乳牛の周産期疾患（乳熱、ダウンナー症候群（産前産後の起立不能症候群）、ケトン症、第四胃変位）、牛の金属異物性疾患（くぎ、針金などによる創傷性胃炎など）、乳牛の乳房炎、肉用牛の尿石症、乳牛と肉用牛の運動器疾患、子牛の寄生虫性腸炎の7疾病です。NOSA Iの組合等（等は市町村営の場合）は獣医師の協力を得て検査・処置を行います。費用は国が6割、NOSA I連合会が4割を負担しています。